

第24期佐世保市農業委員会第17回総会議事録

1 開催日時 令和3年10月27日(水) 13時30分から15時30分

2 開催場所 市役所3階 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子
委員 11番	近藤 誠		

4 欠席農業委員

委員 9番 牟田 昇

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	中里地区	永田 富士夫
江上地区	北村 憲治	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員

三川内地区 迎 篤之

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	天羽 孝太郎

事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第160号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第161号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第162号議案 非農地証明願について
第163号議案 非農地通知について
第164号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第165号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第166号議案 農用地利用集積計画（案）について
第167号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第168号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地転用許可不要案件の受理について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第17回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
ご承知のとおり川上農業委員が先日お亡くなりになりました。
川上委員とは先月の西地区コミュニティセンターで開催の総会でお会いしたのが最後でしたけれども、新型コロナウイルス感染症の新規感染も落ち着いてまたお酒でも交わせないかなというような他愛もない会話をしたところでした。川上委員には私も個人としても大変お世話になりました。
5期13年余り農業委員を務められ、江上地区はもとより、佐世保市農業委員会としても、大ベテランの惜しい人を亡くしたという気がしております。

地元では農業委員のほかにもいろいろな役をされているということで、お通夜、告別式と大勢のご参列がありました。川上委員のご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症も一応終息に向かっているような感じがしておりますけれども、12月頃になれば見通しがついて、できれば研修会など計画できないかと期待しているところでございます。

いずれにしましても、私たちに与えられた仕事を粛々とやっていくということが川上委員に対するご供養にもなろうかとも思いますので、一つ本日もよろしくお願ひしたいと思います。

開会にあたりまして簡単ではございますけれども私からのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日の総会につきましては川上委員の逝去により、委員定数19名中1名が欠員となります。

在籍の委員18名のうち、本日9番牟田委員から欠席届が提出されていますが、17名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、三川内地区の迎推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、16番 赤木行秀委員、17番 松永信義委員、補充として18番 内野正実委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第160号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第160号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、宇久地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町平で、地目は登記畑、現況畑です。面積は780㎡。転用目的は職員寮建設です。併用地ありで、計画全体面積は938㎡、うち有効面積は444.41㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で宇久行政センターからおおむね500m以内に位置する第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、宇久小学校から西に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。

日照通風、農地は東側にあるが、間に緩衝地及び農排水路が設置されており、影響が

ない。排水計画、雨水は水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。10月14日に畠中推進委員並びに行政センター産業建設課の担当者3人で現地確認を行いました。

以前も社員寮の建設があった場所ですが、その残りの土地について農作物を作られていたんですけども、職員が不足して島内で職員が見つからないため島外から雇用したいということで、島の中にはアパートとかそういうものがないので、この社会福祉法人が自前で寮を建てるということでございました。

被害防除計画のとおり行なっていただければ問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。いま西尾委員が言われたとおりでございまして、特に問題ないと思われまふ。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませぬか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第160号議案は許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第161号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第161号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町。地目は登記畑、現況畑。面積は149㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転贈与です。施設は、資材置場45㎡、通路44.87㎡、法面、緩衝地等59.13㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは宮の田公民館から南西に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。

日照通風、建物を建設しないため、日照通風に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は許可不要です。

2番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、陣の内町。地目は登記田、現況休耕。面積は70㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積91㎡。併用地ありで、計画全体面積471.05㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは陣の内公園から南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。南側農地との境界には、コンクリートブロックを施工し土砂の流出を防止する。

日照通風、建物高を加減5.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法開発許可通知書写添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

3番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、楠木町の8筆。地目は登記畑、田、現況休耕。面積は8筆合計496.32㎡です。転用目的は店舗及び倉庫。権利は、所有権移転売買です。施設は、店舗兼倉庫1棟、木造平家建、建築面積126.69㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは楠木バス停から西に約30mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。隣接農地との境界はブロックを設置し、土砂流出を防止する。緩衝地を設ける。

日照通風、建物高を加減、4.83m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は法第34条第1項第1号に該当いたします。

4番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、楠木町の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計498㎡です。転用目的は社員用住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積110.13㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは楠木バス停から西に約30mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。申請地の東側、西側、南側にブロックを設置し、土砂流出を防止する。

日照通風、建物高を加減、7.4m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は連たん区域です。

5番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は659㎡です。転用目的は共同住宅用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、共同住宅1棟、軽量鉄骨造二階建、建築面積134.02㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR本山駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは佐世保北病院から西に約30mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。

日照通風、建物高を加減7.9m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

6番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上本山町。地目は、登記田、現況田。面積は475㎡です。転用目的は一般個人住宅及び職員用駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積186.39㎡。職員用駐車場3台。耕作者あり。農地区分は、農振内白地でMR中里駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはMR中里駅から南に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m、最低0.3m。周囲に擁壁を設けて土砂流出を防止する。

日照通風、建物高を加減、最高5.3m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

7番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新田町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は313㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積102㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から南に約380mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。土留め工事をする。隣地境界部分にブロック2段積を行い、土砂の流出が発生しないようにする。

日照通風、建物高を加減5.9m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

8番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町黒石。地目は、登記畑、現況休耕。面積は499㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟。木造二階建、建築面積118㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは見返橋から西に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.7m。法面保護をする。

日照通風、建物高を加減、7.3m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は都市計画区域外です。

なお、3番、4番、6番、8番の案件について、関係する委員の方がおられます。

以上、よろしくお願いたします。

議長 3番、4番、6番、8番の案件については、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番、4番皆瀬地区。

10番 10番辻です。10月23日に私と大宅委員と山口推進委員の3名で現地を見てまいりました。

3番の案件と4番の案件は同じ農地になるんですけども、3番が8筆、4番が3筆ありますが、現況は一枚の農地になっていました。

一部、奥のところが農地で残るそうです。

場所的には傾斜地で、周囲はほとんど住宅になっており、周りに他の農地はありませんので問題ないと思います。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。いま辻委員が言われたとおり、何も問題はありません。以上です。

議長 続きまして、6番中里地区。

11番 11番近藤です。10月24日に、永田推進委員と一緒に現地を見てまいりました。場所はMR中里駅と中里中学校のちょうど中間ぐらいの位置にありまして、市道と住宅に囲まれた状態になっております。

被害防除計画に基づいて行なっていただければ、特に問題ないと思って見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。本件については近藤委員が言われたとおり問題ないと思います。以上です。

議 長 続きます、8番小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。10月23日に、松田推進委員と譲渡人立ち合いのもと現場を見てまいりました。譲渡人の孫にあたる方が住宅を建てるということで、譲渡人の宅地に隣接する形で建設される計画であり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員と一緒に見てまいりました。この畑の周りには農地は全くないので問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、3番、4番、6番、8番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。3番の案件についてですが、転用目的が店舗及び倉庫ということですけれども、どんな店舗なのか伺いたと思います。

事 務 局 はい、こちらの譲受人の事業ですが、学校教材・教具、出版物等の販売、スポーツ用品など学校に教育用品を納入されている会社になります。

今回の計画も倉庫部分が多くを占めておりますが、窓口でも文具等の販売をされると伺っております。

議 長 他にご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。3番、4番、6番、8番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、3番、4番、6番、8番の案件につきましては許可相当として県に進達いたします。

委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。10月23日に私と坂口推進委員で申請人立ち合いのもと現地を確認いたしました。
申請人の子供さんの住宅と市道に挟まれた狭小地で、特に周辺に迷惑を掛けるようなことはございません。
特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま阿波委員が言われたとおりであり、何ら問題ないと思いいてまいりました。以上です。

議 長 続きまして、2番早岐地区は私の担当地区ですので、私から報告いたします。
10月24日に、久野推進委員と申請人立ち合いのもと現地を見てまいりました。実際は広い一枚の田なんですけれども、併用する土地がありまして、建築する住宅の面積の関係から、その一部の70㎡を転用する申請となっております。
被害防除計画を守っていただければ何ら問題ないのではないかと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。いま会長が言われとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続きまして、5番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。10月24日に、永田推進委員と現地を見てまいりました。ここは佐世保北病院近く、岳野町や八の久保町に上っていく道の途中になりますが、共同住宅を建てるということで、住宅が点在している場所であり、被害防除計画に基づいて施工していただければ問題ないと思いいてまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続きますて、7番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。10月22日に、富川推進委員と一緒に現場を見てまいりました。住宅と農地に挟まれた場所ですが、隣接の農地はほとんど休耕となっていて、被害防除計画を守ってもらえれば問題ないかを見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。いま伊賀崎委員が言われたとおり、被害防除計画を守ってもらえれば問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、1番、2番、5番、7番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番、2番、5番、7番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第161号議案については、すべて許可相当として県に進達いたします。

続きますて、第162号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第162号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、南風崎町の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は52㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは南風崎駅から北西に約400mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

2番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、日宇町の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は226㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは南高校前バス停から北西に約200mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、相浦、九十九地区地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、大湊町の1筆。登記地目畑、現況公衆用道路。面積は397㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは水産センターから北東に約200mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願ひします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。10月23日に、坂口推進委員と現地の方を確認してまいりました。ここは現在、人は住んでおらず、ちょっと荒れたところになっていますが、いまも建物は建っています。その敷地の一部に農地が残っているということですが、農地法の施行以前の建築ということであり、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願ひします。

坂口委員 宮地区の坂口です。いま阿波委員が言われたとおり、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、2番日宇地区。

6 番 6番浦です。10月24日に、磯本推進委員と現地確認しました。願出のとおり現在も宅地として利用されていまして、非農地証明については問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願ひします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。いま浦委員が言われたとおり、何ら問題ないと見てまいりました。

議 長 次に、3番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。10月22日に、富川推進委員と現地を見てまいりました。願出のとおり道路として利用されており、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願ひします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第162号議案について、非農地証明を交付することとします。
続きまして、第163号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第163号議案非農地通知についてご説明いたします。

今回の非農地通知案件は、166筆で面積が76,809.30㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第163号議案について、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第164号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第164号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、踊石町の2筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は2筆合計712㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、中里地区。こちらは、給排水管理設のための地役権設定にかかる申請です。被設定人、設定人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町の1筆の一部。地目は、登記田、現況田。設定面積は10.77㎡。農用地区域。権利の種類は地役権設定です。事業計画の内容は、申請地最西側畦道下に、幅約1m、長さ約10m、深さ約0.5～1mに渡り、給排水管を埋設し、承役地を申請地、要役地を隣接地とする地役権設定登記を行う。なお、給排水管は畦道下に埋設することから、現状の農地利用に影響を及ぼすことはない。こちらの案件の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書に該当します。

詳細は記載のとおりです。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町草ノ尾。地目は、登記田、現況田。面積は110㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋。地目は、登記田、現況田。面積は818㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2番を除いた3件について、農地法第3条第2項各号には該当していません。よって許可要件のすべてを満たすものと考えます。

なお、3番の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 3番の案件については、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番吉井地区。

13番 13番水口です。10月25日に末永推進委員と現地を確認してまいりました。30年ぐらい前に基盤整備をしている場所で、何らかの理由で換地の登記がもれていたということで、登記簿上の整理のための申請です。

実質的に異動はなく、何ら問題ないと思います。以上です。

議長 それでは、3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、3番の案件につきまして許可することといたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番皆瀬地区。

1 9 番 19番大宅です。10月23日に辻委員、山口推進委員と一緒に現地を確認いたしました。現地は元からサカキが植えられているところですので、これまでどおり利用されるということで、何ら問題ないと判断しております。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。いま大宅委員が言われたとおり、何ら問題ありません。ここは私と同じ町内でもありますので、いつも管理されている様子を見えています。以上です。

議 長 次に、2番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。10月24日に、永田推進委員と現地を調査してまいりました。給排水管を埋設することで排水を良くするということですので、別に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員の言われたとおり、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、4番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。10月25日に、小川推進委員と現地を確認しました。何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。ここは今回の譲受人の方が何十年も借り受けて耕作されていた土地でございまして、譲受人の方が遠隔地に住んでおられ、今後も管理できる見込みはないということで、私の方に譲渡の手続きについて相談があった次第で、先月から現地を確認するなど調整を続けていた案件です。

今までどおり水田として利用したいということであり、大変結構なことかと思っております。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。1番、2番、4番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第164号議案の1番、2番、4番の案件については、許可することといたします。

続きまして、第165号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第165号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。

1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、黒髪町の2筆。地目は、登記田、現況田。面積は2筆合計1,970㎡。市街化区域。農業経営面積は記載のとおりです。相続前の農業従事実績は有り。相続開始年月日は令和2年12月4日です。今回の案件につきましては、下に記載しています、証明する内容について要件を満たしているかの審査となります。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6 番 6番浦です。10月17日に、磯本推進委員と相続人本人の立ち合いのもと現地を確認しました。水稻を作っておられまして、立派に農業をされており、何ら問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。本人はできる限り長く耕作を続けたいという意向で、何ら問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第165号議案については、適格者証明を交付することといたします。

続きまして、第166号議案 農地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第166号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。
利用権の設定は、宮地区1件、相浦、九十九地区1件、吉井地区1件の計3件。
所有権の移転は、宮地区2件、相浦、九十九地区1件、吉井地区1件の計4件。
全体で7件の集積です。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
以上ですが、所有権の移転の3番の案件に関係する委員の方がおられます。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 所有権移転の3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは、所有権移転の3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。所有権移転の3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 賛成多数ですので、所有権移転の3番は承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第166号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第167号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第167号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、宮地区3件、小佐々地区1件、江迎地区3件で合計7件の申し出がありました。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第167号議案については全て承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第168号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第168号議案についてご説明いたします。

まず、事務処理の都合で追加議案となりましたこととお詫び申し上げます。

では、追加議案の1ページ目をお開きください。

現在、日宇地区におきまして大規模な宅地開発がなされているのは、農地転用の許可もございましたのでご存じの事かと思えます。ここが、市議会の議決を経まして、新たに「ひうみ町(まち)」という名称になることが決まりました。具体的には、大塔町、卸本町、大岳台町、日宇町、白岳町の5つの町の一部が「ひうみ町(まち)」に編入されるというものです。

本農業委員会の農地利用最適化推進委員につきましては、各地区からそれぞれ選任することとなっているのはご周知のとおりです。これは見出しの規則において定められているものですので、本案は町名の変更に伴う規則の改正を提案するものです。

議案の1ページ目新旧対照表をご覧ください。編入されるのは、大塔町、卸本町、大岳台町、日宇町、白岳町のそれぞれの一部ですが、元の5つの町はいずれも日宇地区に

含まれます。そのため、「ひうみ町（まち）」についても日宇地区に加えるという案になっております。

また、いつから「ひうみ町（まち）」になるのかという点ですが、佐世保市長名で「町の区域及び名称の変更について」告示がなされておりまして、この告示において、令和3年12月1日よりその効力を生じるとされています。そのため、本案についても令和3年12月1日から施行するものとしています。

なお、本件についてご承認いただいた場合、本日付で議案2ページ目にありますように公布をいたしたいと考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 第168号議案についてはただいま説明がありましたとおりですが、ご存じのとおり西九州自動車道のそばの27ヘクタールほどの土地に570区画ほどの宅地造成がなされております。

ここにはもともと農地が50アールほどありましたが、5つの町にまたがっているところを新しい町名にするということを受けまして、日宇地区にひうみ町を加わせる規則の改正でございます。何かご意見等ございませんか。

はい、原委員。

原 委 員 針尾地区の原です。確認ですが、農地利用最適化推進委員には農業をしていない方もなれるということによろしかったでしょうか。新しい町には農家はいないのではないかと思いましたのでお尋ねいたします。

事 務 局 農地利用最適化推進委員について農家でなければならないというような要件は規則上ございません。以上です。

議 長 他にご意見等ありませんか。

はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。さきほどの質問は委員の要件に関することだったと思いますが、推進委員の活動範囲という意味であれば、もともとあった50アールの農地は宅地になってしまっていて農地が無いのであれば区域に入れなくていいのではないのでしょうか。農地ができたときに改正してもいいのではと思いますがいかがでしょうか。

事 務 局 現在も農地が無い町も含めて市内のすべての町を18地区のいずれかに区分けしております。

これは担当地区の線引きを示しているものでありまして、このことから農地の有無にかかわらず、すべての町名を記載しております。

議 長 他にご意見等ありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第168号議案については、承認されましたので案のとおり改正することといたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、佐世保地区1件、皆瀬地区1件の計2件の相続の届出を受理しております。

報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、早岐地区1件、日宇地区4件、相浦、九十九地区1件の計6件を受理しております。

報告3 農地転用許可不要案件の受理について、農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、吉井地区1件、江迎地区1件、鹿町地区1件の計3件、並びに、電気事業関係の農地転用許可不要案件として江迎地区1件を受理しております。

報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、法務局における地目変更登記申請に伴い、江上地区1件、宇久地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員等で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。

報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について、農用地利用集積・配分計画について、皆瀬地区1件、吉井地区2件の計3件の解約通知を受理しております。

以上ご報告いたします。

議長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【佐世保農業振興地域整備計画の変更状況について】
【農地利用最適化推進業務の活動並びに報告書への記載について】
【12月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】
【認定農業者農地集積助成金交付要綱について】
【農業者年金の加入及び全国農業新聞の購読の推進について】
【農業委員の欠員に係る地区活動の協力等について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長　　本日は慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、第17回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。